

保健福祉だより

7月

◎事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
1	木	母親学級	妊娠届をすまされた方	保健福祉センター
7	水	機能訓練	脳卒中およびその他後遺症者	
13	火	3歳児健診	平成8年4月1日～7月31日生まれ 午後1時30分から	
15	木	健康診査		
16	金	結果指導会		
21	水	機能訓練	脳卒中およびその他後遺症者 午前9時30分から	
22	木	健康診査		
23	金	結果指導会		
27	火	幼児歯科検診 希望者にはフッ素・サホライド塗布あり 午前9時45分から 定例健康相談会 午後1時30分から 健康診査結果指導会 (欠席者)	9カ月児から4歳児まで 希望者は、7月19日(月)までに 住民課・保健福祉係まで申込み ください。	
27	火	犬の引き取り日 取り締まり日	15日(木) 9日(金)・23日(金)	

♣クローバー教室

日	曜	機能訓練内容	会場
6	火	組ひも・ちぎり絵	保健福祉センター 時間 午後1時30分 ※バスを運行します。
27	火	組ひも・ちぎり絵	

年金コーナー よく考えて！ 国民年金の 繰上げ請求

老齢基礎年金の支給開始年齢は、65歳とされていますが、本人が希望すれば60歳から64歳の間でも年金を受けることができます。

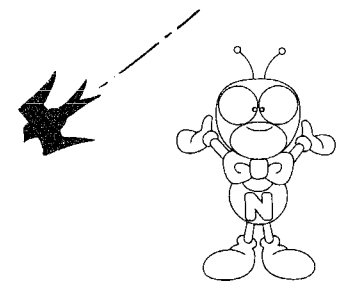
これを繰上げ請求といいますが、この場合、年金額が減額される等次のような不利な点があります。

繰上げ支給の減額の割合

繰上げ請求した年齢	減額の割合
60歳	0.42
61歳	0.35
62歳	0.28
63歳	0.20
64歳	0.11

- 繰上げ請求をした後に、その取消しや変更は出来ません。
- 繰上げ請求をした後に、障害者となった場合でも、障害基礎年金は受けられません。
- 繰上げ請求をすると、寡婦年金が受けられません。
- 繰上げ請求をすると、寡婦年金が受けられません。
- 65歳前の老齢厚生年金(退職共済年金)が受けられません。
- 繰上げ請求をした後に会社に就職し、厚生年金に加入したときは、老齢基礎年金が支給停止されます。
- 遺族厚生年金(遺族共済年金)は65歳まで、老齢基礎年金とどちらか一方を選ぶことになります。

繰上げ請求は、よく考えてからにしてください。



児童手当「現況届」をお忘れなく

児童手当の支給を受けている人は、6月30日(木)までに「児童手当現況届」を役場住民課窓口へ提出して下さい。

この届けは、毎年6月1日における現況を記載し、児童手当の支給を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、6月以降の児童手当の支給が受けられなくなることもありますので、忘れずに提出して下さい。

児童手当の支給資格のある人で、まだ児童手当の支給を受けていない人は、認定請求をして下さい。

更をした時も、早急に届け出て下さい。

◎お願い
児童手当の支払事務の電算化に伴い、支払金融機関を次のとおり限定させて頂いておりますのでお願いいたします。

(指定金融機関)
・第四銀行月潟支店
・巻信用組合月潟支店
・越後中央農協月潟支店
・新潟中央銀行白根支店

※平成11年6月分より、所得制限限度額が左のとおり変更になります。

平成11年度 児童手当所得制限限度額表

(単位：万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
0人	170	361
1人	208	399
2人	246	437
3人	284	475
4人	322	513
5人	360	551

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

不明な点は、役場住民課までお問い合わせ下さい。

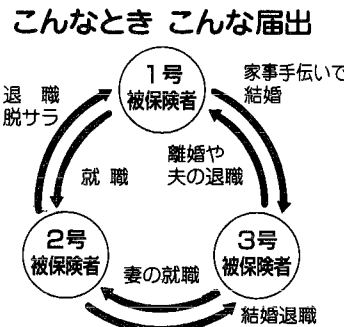
会社員や公務員に扶養されている配偶者のみなさん 第3号被保険者の届出をお忘れなく！

厚生年金・共済組合に加入している人(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は市町村に届出を行うことにより、国民年金の第3号被保険者になり、保険料を個人で納める必要があります。

保険料は、配偶者の加入している厚生年金などの年金制度からまとめて拠出される仕組みになっています。

また、扶養されている配偶者がいるからといって、厚生年金や共済組合の掛金が割増しになることはありません。

下の図のように国民年金の



年金を受けている人が亡くなったときは 速やかに届出しましょう！

年金を受けている人が亡くなった場合は、年金に関しての死亡の届出が必要です。

年金を受けている人が亡くなると、年金を受ける権利がなくなり、死亡の届出がないと、亡くなった後も引き続き支払われてしまい、後

日払い過ぎになってしまった年金を、遺族の方から返していただくことになってしまいます。

年金を受けている人が亡くなった場合は速やかに死亡の届出をしてください。

70歳になったら 老人保健制度 で医療を受けることになります。

(70歳以上の高齢者)

老人保健コーナー

平成11年度の臨時特例措置として老人保健制度加入者の皆さんが、薬剤の支給を受けた場合に医療機関(院外処方せんが発行されたときは、保険薬局)に支払うこととされている薬剤一部負担金は、平成11年7月1日より、国が皆さんに代わって支払うこととなります。

ただし、外来の診療に関する一部負担金(一日につき530円)は、従来どおり医療機関へ支払うことが必要です。

知っていますか 法律扶助

「弁護士を知らない」「裁判費用がない」などの理由で、裁判を起こすことのできない人のために、法律相談や裁判費用の立て替えを行う制度。被害者本人に十分な経済力がなく、勝訴の見込みがあるという条件を満たす場合、扶助を受けることができます。詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

財団法人 法律扶助協会本部
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F
TEL 03-3581-6941 FAX 03-3581-6943